



奈良合同法律事務所 ニュース

〒630-8213 奈良市登大路町36番地 大和ビル4階
 電話 0742-26-2457 FAX 0742-26-3010
<http://www.naragodo.com/> 発行責任者 山崎靖子



『丸窓の梅』 写真：田中真知郎

明治維新から70年目の1938年。日本は、東京オリンピック開催を返上し、国家総動員法を公布して日中戦争に本格的に突入します。近代国家としての歩みは、わずかに70年で破局への道を突き進み、やがて敗戦に至ります。

平和国家として再出発した日本は、今年70年目を迎えます。この70年間、日本は平和を維持し、戦争や武力行使に及ぶことなく、自衛隊が他国の人を1人たりとも殺めることがありませんでした。これは、平和憲法の存在と共に、戦争の悲惨さ、残虐さの記憶と反省、人の命の尊さへの意識が国民の中に持続していたからにほかなりません。

70年という時間はほぼ人の生涯と同じです。世代が変わり、記憶が忘れ去られ、反省や意識がうすれると、容易に時代は変わります。安倍内閣は集団的自衛権行使の容認を閣議決定し、日本を「海外で戦争する国」に変える動きが本格化しています。70年を経て、時代が大きな曲がり角に差しかったことは確かです。

平和国家としての歩みが、わずかに70年で再び破局への道へ進むことを許してはなりません。記憶と意識を次世代につなげ、輝かしい平和の道を進む年にしたいものです。

(弁護士 北岡秀晃)

奈良合同法律事務所

(奈良弁護士会所属)



弁護士 吉田 恒俊
 弁護士 山崎 靖子
 弁護士 富島 淳

弁護士 佐藤 真理
 弁護士 藤澤 頼人
 事務局員一同

弁護士 北岡 秀晃
 弁護士 中谷 祥子





「壊憲」を阻み、平和憲法を活かそう

弁護士 佐藤 真理

政府は、従来、①我が国に対する急迫・不正の侵害があること、②その侵害を排除するために他に手段がないこと、③排除するために許される実力行使は必要最小限であることを「自衛権発動の3要件」とし、集団的自衛権の行使は許されないとしてきました。

ところが昨年7月、安倍内閣は、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行い、我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、「我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」には、武力行使ができると改めました。

このような憲法解釈の変更は、「壊

憲」という他ありません。これまでの日本は、憲法9条を盾に集団的自衛権行使の要請を断ることができましたが、今後は無条件に米国などからの要請に応じて、集団的自衛権の行使を余儀なくされ、「海外で戦争する国」に成り下がります。

安倍首相は、「日米同盟の抑止力を向上させることで、武力紛争を未然に防ぐことができる」と言っていますが、大ウソです。集団的自衛権の行使容認＝日米同盟の強化は、国際紛争を武力で解決できるとの発想に立つものです。しかし、米国は過去70年間に数十回にわたり国際紛争への武力介入を繰り返してきましたが、国際紛争は一度も解決できていません。

2度の世界大戦を経て、国連憲章は「戦争の違法化」を宣言しました。「戦争のない世界」の実現という、人類の社会進歩の歴史を開くものが「積極的非暴力平和主義」の憲法9条と憲法前文の「平和的生存権」です。先駆的な

平和憲法を持つ日本の役割は、積極的に非暴力の形で世界に向き、様々な非軍事の貢献を通じて、「専制と隷従、圧迫と偏狭」の原因を根本から除去することにあります。

一斉地方選挙後に「安全保障一括法案」が上程されることは確実です。今年は、安倍内閣の暴走＝歴史逆行の憲法破壊の企てを阻止する正念場の年となります。

「私たちは、平和を求める世界の市民と手をつなぐために、あらためて憲法9条を激動する世界に輝かせたいと考えます。そのためには、国民一人ひとりが、9条を持つ日本国憲法を、自分のものとして選び直し、日々行使していくことが必要です。日本と世界の平和な未来のために、日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、改憲のくわだてを阻むため、一人ひとりができる、あらゆる努力を、いまずく始めることを訴えます。」との「9条の会」アピールを再確認して奮闘しましょう。



民意に反する処分場建設は許さない!

高取町産業廃棄物処分場事件

弁護士 北岡 秀晃

事前協議を経ずに処分場設置許可の申請を行いました。奈良県知事は事前協議が終了していないとしてこれを返却しました。弁護団は、平成26年3月、用地買収が土地の用途について虚偽の事実を告げてなされたものであるとして、詐欺取消や錯誤無効を理由に所有権移転登記の抹消を求める訴えを提起しました。

ところが、業者は、京都府の別の業者に事業を譲渡したと主張し、新たな業者が、平成26年4月に、事前協議を経ないまま処分場設置許可の申請を行いました。そして奈良県知事が、要綱による手続を経ていないことを理由に申請書を返却したところ、業者はこれを違法として、平成26年7月、奈良県を相手に不許可処分の取消又は不作為の違法確認を求める行政訴訟を提起し

ました。地元住民と弁護団は、この裁判に法律上の利害関係を有する者として補助参加し、被告奈良県を援護しつつ処分場建設を何とかストップさせたいと考えています。運動をより一層大きくするため、ご支援をお願い致します。

弁護団には、大阪弁護士会の阪口徳雄、小田耕平弁護士らのほか、奈良からは宮尾耕二弁護士と私が参加しています。



ある中学生の自殺

弁護士 藤澤 頼人

昨年このニュースで中谷弁護士がお知らせしました事件の続報です。事件の概要を申しますと、2013年3月、橿原市の中学生が自殺しました。その後、公平な調査をする前から、市教委が原因を家庭にあると断定しました。それどころか、遺族である両親の希望によってようやく設立された調査委員会の委員の一人に橿原市の元顧問弁護士が選ばれ、調査の方向性を主導しようとしていました。こうした不当な圧力を跳ね返し、新たな委員が一昨年に

選任されました。ここまではお伝えしたとおりです。

昨年、新たな調査委員会は、遺族や同級生、中学生の所属クラブの部員などの聴き取り等の事実調査や専門家の意見聴取など精力的に活動され、この原稿を書いている2014年11月上旬の段階では、最終的な報告書の提出が視野に入ってきています。

この間、弁護団も調査委員会の調査に積極的に協力するとともに、ご両親のサポートをするという方針で臨み、提供を求められた資料を集め迅速に提供したり、調査委員会が開かれた後、毎回ご両親に調査委員会から説明があるのですが、その席に同席して、ご両親のご要望をお伝えしたりという活動

を行いました。

一方、前記の市の顧問弁護士であった元調査委員が、調査委員就任前に、遺族らの戸籍等を取得していたことも明らかとなり、市にその引き渡しを粘り強く求めています。戸籍は個人情報の最たるものなのに、みだりに取得し、遺族からの引き渡し要求を拒み続ける市の態度から透けて見えるのは、市の人権に関する感覚の乏しさです。中学生の死の真相の究明をするより、事態の早期收拾を優先した態度ともダブって見えます。市には、もっと一人一人の人間を大切にしたいと願うばかりです。なお弁護団は、当事務所の佐藤、中谷、藤澤と、藤木弁護士、野島弁護士で構成しています。



面会交流の調停について

弁護士 山崎 靖子

裁判所は、「親が別れても、離れている親と面会交流することによって子どもは両親から愛されていると実感でき、それが子どもの福祉である」と言います。

確かに、これはその通りでしょう。では、なぜ、離婚が成立して、慰謝料や養育費について決着がついた後も、子どもを育てている親が、もう一方の親との面会交流を拒否するのでしょうか。離婚となり、夫婦が他人となったとしても、過去のトラブルが解消したわけでも、わだかまりが消えただけでもないからではないでしょうか。DVや児童虐待が絡んだ離婚事件ではなおさらでしょう。

子どもを育てる側の親が、子どもの幸せを考えないといけなのは当然のことですが、子どもとの面会交流がで

きない親は、「面会交流権」という権利を振りかざすだけではなく、なぜ拒否されるのかを謙虚に考えるべきです。そして裁判所も、理想論を説くだけでなく、親権者や子ども自身が頑なに面会を拒否する理由を調査し、どういう交流が子どものためになるのかを考えて、丁寧に調停を進めていって欲しいと思います。





盗聴大国アメリカ スノーデンの警告

弁護士 吉田 恒俊

これは、通信に対して、ほしいままに干渉されないことを定めた世界人権宣言12条に違反することは明らかである。また、米国憲法修正4、5条にも反する可能性が高い。

メルケルドイツ首相の個人用携帯電話まで10年も前から盗聴されていた話は有名である。世界中の誰でもNSAに傍受される。NSAは特に意図しないでも、日常的にグーグル、フェイスブック、マイクロソフト、アップルなどインターネット関連企業のサーバーに直接アクセスして、データを蓄積している。

ス氏の真意は、人権と憲法の擁護であり、不正義をたたくことであった。彼は、信頼できる記者に情報を託して、2013年6月に香港でガーディアンなど複数の新聞社の取材を受けた。

ス氏の暴露により、インターネットや、携帯端末への人々の見方も変わってきた。彼は、自分の情報を守るため

には、暗号化ツールを活用し、ドロップボックス、グーグル、フェイスブック、ユーチューブ、マイクロソフト、アップルなどには近づくなという。

憲法に反する内部情報を明らかにしたのに、2013年6月22日、米司法当局により逮捕命令が出され、同年8月1日にロシア移民局から期限付きの滞在許可証が発給されロシアに滞在中である。

ドイツとブラジルは昨年、国連総会に通信保護の決議案を提案し、満場一致で採択された。今年は、さらに進めて、大量の情報収集や監視は人権侵害だとして、プライバシー保護の対策を求める決議案を準備しており、12月の総会で採択される見通しである。

2014年1月、ノーベル平和賞候補に推薦されたように、ス氏の暴露は世界の人々に警告を与えたものとして賞賛に値するものであり、彼の自由と人権を守りたいと思います。

エドワード・スノーデン氏は、30才で、アメリカの元国家安全保障局（NSA）契約社員として、最高機密情報に関与していた優秀なコンピューター技士である。NSAは、PRISMというプログラムを用いて、世界中の通信情報（電話、メール、そのメタデータ）を、盗聴・傍受している。その数は、1日間でメールが32億件以上、通話が47億件以上に及ぶ。500億件という記載もある。盗聴はドイツなど友好国の首脳にも及んでおり、国際的な会議での交渉に有利に利用されていた。

スノーデン氏は、「私はどんなときでも、どんな人の通信でも、法的な裏付けなく情報を検索押収し、盗み読むことは可能であった」と言っている。



「働く」ということを考えてみました

～未払賃金に関する紛争を経験して～

弁護士 富島 淳

その対価として、割増というプレミアをつけた賃金が支払われなければならないのです。

しかし現実には、このような定めに従った賃金が支払われることがなかなかない、というのが現状です。残業代を支払わない理由として、使用者は「儲けを出していない社員に支払うお金はない。うちは成果主義で支払っている。」などと強弁します。また、労働者の側にも、きちんと残業代が支払われないことに対して、一種の諦めのようなものも蔓延しているように感じます。

労働者は、限りある貴重な時間を使用者に提供します。使用者は労働者の労働力を利用して事業を行い、利益を

生み出します。「成果主義だ」と言って、リスクを労働者に押しつけようとする使用者は、利益を生み出した場合にそれを従業員と平等に分かち合うのでしょうか。使用者の「成果主義だ」という言葉は、リスクだけを労働者に押しつけようとする、不公平なものではないでしょうか。

労働者が自らの労働に見合った対価を受けられる、また正しく支払われない場合には堂々と声をあげられる、そんな社会になって欲しいと思い、私もこれからも努力します。

入所以来、いくつかの労働事件に関わる機会がありました。その中で、未払賃金の支払いに関する事件もいくつか扱いました。

賃金は、労働者の労働に対する対価として支払われます。そして、労働基準法は、労働時間は原則として1日8時間、1週40時間を超えてはならないことを定めており、例外として36協定が締結され、労基署長に届出がなされている場合に、使用者は労働者に残業をさせることができます。残業をした場合や、休日労働を行った場合には、



いじめって、いじめられる人が悪い？

弁護士 中谷 祥子

いじめられる人が悪い？という質問は、授業の中で子どもたちにする質問です。子どもたちは大抵「いじめられる人が悪いこともある」と答えます。その理由を聞くと、「いじめられる人が最初に嫌なことをしてくることがあるからだ」との答えが返ってきます。

本当にそういう場合には「いじめ」が許されるのでしょうか。それに対する対処法は「いじめ」以外ないのでしょうか。他に方法があるのに、なぜあえて「いじめ」をするのでしょうか。いじめられた人はどう感じるのでしょうか。いじめた人はそれをきちんと把握しているのでしょうか。いじめられる側、いじめられる側の気持ちはどう変わるのでしょうか。いじめられる人、いじめられる人以外の人に何ができるのでしょうか。

いじめ予防授業では、このようなことを、実際に起こった事件を紹介したり、物や絵を使って視覚的に考えてもらいます。

昨年度までは奈良市の小・中学校のみでしたが、今年度は奈良県の他の地域でも実施予定です。ゆくゆくは奈良県全域で実施できたらよいと思っています。そして、子どもたちみんなが、自分らしくあることに自信を持って自由に生きること、安心してそうできるような社会になることを願っています。



第1回 「田川」

私は、昼食はほとんど外食です。なかでもよく行くのが「田川」というお店です。場所は、NHKの裏手の商店や住宅が入り交じった一角にあります。

このお店は大盛りカレーライスで有名です。大盛りと申しましても、普通のお店で出てくるような気楽な大盛りではありません。カレーは昔からある楕円形の底の深いカレー皿でだされます。カレー皿の左半分にご飯の山が盛りつけられます。念のために申し上げますと、ご飯の丘ではありません。あくまで山です。右半分にはルーが入ります。これが普通サイズです。

大盛りになりますと、ご飯が普通の山ではなくて、マッターホルンのように盛り上げられて出てきます。ご主人は、このカレーを出すとき「ルー足りなんだら

言うてや。」と言ってくれます。ご飯が多すぎてルーが足りなくなるので、ルーを足してく



れるのです。また、このルーがお肉もきっちり入った昔からあるカレーのスタイルでとても美味しいのです。

ご主人ご夫婦も、人柄の良さがにじみ出てくる気さくな方で、このお店の味を引き立てています。

ただこのお店、繁盛しすぎていて、お昼12時を過ぎると満員になっていて、入れないことがあります。ですから、私は、カレーが食べたくなると、11時45分には事務所を出ることにしています。

ちなみに、量の方は、少なめとお願いすれば、普通のお店の普通サイズが出てくるので安心です。

事務所に研修の司法修習生が来たときには、必ず1度は連れて行かなくてはならない奈良名物のお店と思っています。皆様も一度行かれてみてはいかがでしょうか。（次回に続く…かも!?)



今年もよろしく お願いいたします

2015年

頑張れNHKで働く人々! 弁護士 吉田 恒俊

「まっさん」のお陰で朝食は8時から。犬と散歩しても8時までには走って帰る。「軍師官兵衛」も必ず見る。ラジオもNHKが多い。NHKは現場がよく頑張っている。しかし、「政府が右と言うのを左とは言えない」と言うような会長さんには早く辞めて貰いたい。

今年も頑張ろう 弁護士 佐藤 真理

戦後70年。「戦争体験の風化」が安倍首相のような歴史に無知な好戦的政治家を生んでいる。「想像力」を養うために、戦争と平和、憲法と歴史をより深く学びたい。行動を重ねることで、仲間を増やし、自由と人権、平和と民主主義が開く日本と世界を子や孫の世代に継承したい。今年も頑張ろう。

55歳からのハローライフ 弁護士 北岡 秀晃

今年55歳を迎えます。村上龍の同名の小説がありますが、55歳は人生の折り返し点を過ぎ、心や身体、家族、仕事などに様々な悩みをかかえ、それでも新たな夢や挑戦する心を持ち続けた年齢です。フレッシュな気持ちを忘れず、人生を楽しみたいものです。

長女の受験 弁護士 山崎 靖子

長女が高3です。この冬も受験一色。2月は県外大学の受験の付き添いのため、事務所を留守にします。ご迷惑をおかけしますがよろしくお祈りします。

明るい年に 弁護士 藤澤 頼人

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお祈りします。昨年は、政府は景気の良さそうなことを言いながら、私の生活実感ではまったく明るさの見えない年でした。今年こそは、プライベートも含めて、明るい年になって欲しいと思っています。

やどかりのおひっこし 弁護士 中谷 祥子

今年で奈良に来て4年が経ちます。そろそろ引っ越しをしたいなあと思う今日この頃です。家の間取りを見ながらあれこれ夢を膨らませるのが小さい頃からとても好きだったので、久しぶりにそれができるのかと今からワクワクしています（…と言いつつ実行しないかもしれませんが）。

奈良市民やっています 弁護士 富島 淳

愛知県出身の私ですが、奈良にやって来て3年が経ちました。事務所がある奈良地裁周辺では、当たり前のように鹿がうろついているため、すっかり慣れてしまいましたが、遠方から来た知り合いが物珍しそうに鹿を眺めていたりすると、改めて特殊な環境なんだなあと感じることがあります。奈良、良いところですよ。

一富士二鷹三茄子 田原 隆子

良い夢を見て、安心して幸せな一年を過ごしたいですね。自然に感謝し、健康で文化的な生活をみんなが送れるように、そして小さな幸せを感じられるように、自分にできることを少しずつやりましょう。秋に植えた冬野菜が冬日を浴びておいしく育っています、ああ幸せ。

法律講座へどうぞ 田村 陽子

今年も、2月から毎月1回、4回連続で法律講座を開催します。今年も、すべての弁護士が順番に登場します。テーマに関心のある方はもちろん、そうでない方も、どうぞ弁護士に会いにお気軽にお出かけください。詳しくはホームページで。

銀婚式 よしい あきこ

今年の2月で銀婚式を迎えます。結婚した当初なかなか子供ができず悩んでいたことを思い出します。4年目にしようやく生まれた一人娘も成人式を迎えました。最近では車の免許もと、ときどき事務所まで迎えに来てくれるようになり頼もしい限りです。

ごー! どー! one day トレイン

おはようございます

今日もがんばるぞ。事務所は4階。窓から見える奈良公園の緑が美しい。鹿が車の列の間をぬって横断中。

裁判所証拠調べ

証言内容を事前に打ち合わせして、いざ法廷へ。緊張で頭が真っ白になる依頼者をやさしくフォローして、さあ尋問だ!

異議あり!

法廷は10時から

ああ! 遅刻する! ドタバタ ドタバタ (裁判所は事務所の隣です) 右手に鞆 左手に風呂敷

お昼ごはん 行ってきます

頑張った後はごはんがおいしいな〜。午後からも頑張るぞ!

相談

相談は予約制です。でも、急な場合対応できることもあります。まずは、お電話下さい。

お疲れさまでした

深夜12時を回ることも...

成年後見人をしている人を訪問

この頃体調がすぐれない様子。何か不都合な点はありますか。ケアの体制の再確認。

謹賀新年 長畑 学

毎年、今年こそはもっと良い年にと願っています。大した努力もしないのに虫がいい話と分かっている、やはりそう願わずにはいられません。皆さんにも私にも、今年がこれまで以上に良い年になりますように。

よい年でありますように 石田 奈子

昨年いろいろありましたが、無事に新年を迎えることができました。世の中、良いことばかりがある訳でもないですが、やっぱり願わくば皆様に幸せのたくさんある良い年になりますように。

実家は猫屋敷 上田 綾香

私の実家では3年前から猫を1匹飼っていましたが、昨年の夏に5匹に増えました。近所にいた捨て猫が親子連れで家に来るようになったようです。母はどの猫もかわいくて仕方がないようですが、子猫の世話は大変だともらしています。早く子猫をもらってもらえる良い飼い主が見つかるのいいのですが。

カヌーしました 井守 由香

昨年の秋に北海道の支笏湖でカヌーに初挑戦しました。初めはコントロールが難しくなかなか前に進みませんが、最後の方は徐々に慣れてきました。赤と黄に染まった木々、きらきらと光る水面、その中をゆっくりと漕いでいくのはとても心地よかったです。穏やかな水の中を覗き込むと木の根が見えます。すばらしい体験でした。

ヨロシク奈良合同 代打!

作：祥子



奈良合同法律事務所
<http://www.naragodo.com/>



奈良合同法律事務所ブログ
<http://naragodo.wordpress.com/>



法律
相談

あなたもだまされる 気をつけよう、消費者被害!

弁護士 山崎 靖子

Q) 知らない業者から、突然「以前申し込まれた健康食品を配達してよいか」と電話がありました。心当たりがないので断ったのですが、もしかするとこの前買い物に行ったときに勧誘されたので、注文したかもしれないも思って、配達してもらいました。代金は商品と引き替えに払いました。その後よく考えてみると、注文していないことがわかりました。返金してもらえますか?

A) 注文していないのに商品を一方的に送りつけられたのであれば、「ネガティブオプション(送りつけ商法)」ですので、届いた商品を未使用のまま14日間保管しておけば自由に処分して構いません。もし、電話で話をしているときに、商品の送付を承諾してしまった場合でも、「電話勧誘販売」ですので、特定商取引法で定められている書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフで契約を解除して、返金してもらえます。

ただし、もともと代引郵便を悪用するような業者ですので、容易に返金に応ずるはずはありません。代引き郵便には十分気をつけましょう。

……お早めにご相談ください。

●法律相談のご案内

平日(月～金)及び土曜日の相談も受け付けております。相談のご予約はお電話でお願いいたします。予約受付時間は、平日(月～金)9:00～18:00です。TEL 0742-26-2457

※法律相談料 原則 5,000円(税別)

但し、法テラスの扶助相談制度を利用して、無料相談を受けることができます。お気軽にご相談下さい。

事務所法律講座のご案内

今年も下記の通り、法律講座を開催いたします。参加費は無料で、どなたでも参加できます。詳しくは、チラシもしくはホームページをご覧ください。

第1回 「非軍事、非暴力の国際貢献を求めて」

—戦争の違法化と憲法9条の先駆性

日時: 2月14日(土) 講師: 弁護士 佐藤真理

第2回 「相続・遺言」

—「そのとき」に備えて、今できること

日時: 3月7日(土) 講師: 弁護士 吉田恒俊 弁護士 富島淳

第3回 「交通事故」

—事故に遭ったときの対処法

日時: 4月18日(土) 講師: 弁護士 北岡秀晃 弁護士 山崎靖子

第4回 「法定後見・任意後見」

—老後の「不安」を「安心」に変える

日時: 5月16日(土) 講師: 弁護士 藤澤頼人 弁護士 中谷祥子

年始は1月6日(火)より営業します。